

決定年月日	平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(ラ)第 1 0 0 0 7 号 ~ 第 1 0 0 1 2 号		
○ Y が複製行為の主体であるとして，Y の行為を複製権（著作権法 9 8 条）の侵害に当たるとした事例			

（関連条文）著作権法９８条

放送事業者であるＸは，「録画ネット」という名称のサービスを営むＹに対し，同サービスはＸの放送を複製しＸの著作隣接権を侵害するものである旨主張して，同サービスによる放送の複製の差止めを求める仮処分を申し立てたところ，これを認容する本件仮処分決定がされた。

これに対し，Ｙが本件仮処分決定の取消しを求めて仮処分異議を申し立てたが，原審は，上記仮処分決定を認可する原決定をしたため，これを不服とするＹが本件抗告をした。

本決定は，複製行為の主体について下記のように説示して，本件仮処分決定及びこれを認可した原決定は，結論において正当なものとして，是認することができるとした。

記

認定事実によれば，本件サービスは，Ｙ自身が本件サイトにおいて宣伝しているとおり，海外に居住する利用者を対象に，日本の放送番組をその複製物によって視聴させることのみを目的としたサービスである，本件サービスにおいては，Ｙ事務所内にＹが設置したテレビパソコン，テレビアンテナ，ブースター，分配機，本件サーバー，ルーター，監視サーバー等多くの機器類並びにソフトウェアが，有機的に結合して１つの本件録画システムを構成しており，これらの機器類及びソフトウェアはすべてＹが調達したＹの所有物であって，Ｙは，上記システムが常時作動するように監視し，これを一体として管理している，本件サービスで録画可能な放送は，Ｙが設定した範囲内の放送（Ｙ事務所の所在する千葉県松戸市で受信されたアナログ地上波放送）に限定されている，利用者は，本件サービスを利用する場合，手元にあるパソコンから，Ｙが運営する本件サイトにアクセスし，そこで認証を受けなければ，割り当てられたテレビパソコンにアクセスすることができず，アクセスした後も，本件サイト上で指示説明された手順に従って，番組の録画や録画データのダウンロードを行うものであり，Ｙは，利用者からの問い合わせに対し個別に回答するなどのサポートを行っている，というのである。これらの事情によれば，ＹがＸの放送に係る本件放送についての複製行為を管理していること

は明らかである。

また、Yは、本件サイトにおいて、本件サービスが、海外に居住する利用者を対象に日本の放送番組をその複製物によって視聴させることを目的としたサービスであることを宣伝し、利用者をして本件サービスを利用させて、毎月の保守費用の名目で利益を得ているものである。

上記各事情を総合すれば、YがXの放送に係る本件放送についての複製行為を行っているものというべきであり、Yの上記複製行為は、Xが本件放送に係る音又は影像について有する著作隣接権としての複製権（著作権法98条）を侵害するものである。